

第65回制度政策委員会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成19年11月8日(木) 14:00～

場 所 先物協会会議室

議 題 1. 市場利用者保護のためのトランスファー制度の充実に
ついて
2. その他

以 上

市場利用者保護のためのトランスファー制度の充実について (案)

市場利用者の保護及び利便性向上の観点から、委託者が希望したときにもトランスファー（建玉の移管）を行うことができるよう、取引所及び清算機関に対し所要の規定の整備を要請する。

1. 建玉の移管を可能とする要件の拡充

受託会員が違約や支払不能等による取引停止となった場合以外でも、委託者が希望したときに建玉の移管ができることとする。

このことにより、受託会員が支払不能以外の事由による受託業務停止処分を受けたときでも建玉の移管が可能となり、取次者や商品ファンド等の機関投資家の取引の自由が確保されることとなる。

*現在、トランスファーは以下の場合に可能。(取引所定款)

- ① 取引所の会員脱退
- ② 許可取消し、許可の失効
- ③ 違約者となったとき。
- ④ 業務・財産の状況に照らし支払不能になるおそれがあるとして、主務大臣が取引停止・受託業務停止を命じるとき。
- ⑤ 受託業務の廃止
- ⑥ その他取引を継続することが困難な状況となったとき。

2. 委託者の希望により建玉を移管するときの手続き

(1) 委託者と受託会員との間の手続き（受託契約準則に規定）

委託者は、建玉の移管を希望するときは、以下の手続きを行う。

- ① 委託者は、建玉の移管を希望するときは、移管元受託会員及び移管先受託会員がそれぞれ指定する日時までにその旨を申し込み、承諾を受けなければならない。
- ② 移管元受託会員及び移管先受託会員は、委託者からの建玉の移管の申込みを承諾したときは、速やかに委託者、移管元受託会員及び移管先受託会員（以下、「当該受託会員」という。）との間で建玉の移管を行う旨の契約を締結する。

(2) 受託会員及び取引所の手続き

移管元受託会員及び移管先受託会員並びに取引所は、委託者が建玉の移管の申込み

を行ったときは、以下の手続きを行う。

- ① 当該受託会員は、建玉の移管を行う旨の契約を締結したときは、当該契約について取引所に届け出て、建玉の移管に係る申請を行う。
- ② 取引所は、当該受託会員から①の申請を受けたときは、建玉の移管を承認するかどうかを当該受託会員に速やかに通知するとともに、承認した場合は、移管玉の内容及び当該受託会員名を清算機構に通知する。
- ③ ②において取引所が建玉の移管を承認した場合で、移管元受託会員又は移管先受託会員が非清算参加者であるときは、当該移管元受託会員又は移管先受託会員はそれぞれの指定清算参加者に対し、その旨を通知する。

3. 移管玉に係る取引証拠金の取扱い

移管元受託会員は、建玉の移管を希望した委託者から委託証拠金の預託を受け、清算機構に差換預託により取引証拠金を預託している場合において、取引所が建玉の移管を承認したときは直接預託により取引証拠金を預託しなければならない。

4. その他

(1) 移管先受託会員における口座の開設

委託者が建玉の移管の申込みを行うときは、移管先受託会員において取引口座を開設していることを条件とする。(受託会員間で建玉の移管に係る契約をあらかじめ締結し、委託者がこれに同意している場合を除く。)

(2) 当該受託会員による清算機構への手続き

- ① 当該受託会員は、取引所により建玉の移管が承認されたときは、清算機構に対し、建玉の移管を行う旨の契約の写しを提出するほか、所要の手続きを行う。
- ② 移管先受託会員は、建玉の移管が行われたときは、移管玉に係る取引証拠金の額について清算機関に申告を行う。

(3) 取引停止等における建玉の移管に係る手続き等

受託会員が取引所から取引停止処分を受けた場合等における建玉の移管に係る手続き及び取引証拠金の取扱いは現行どおりとする。

以 上

建玉移管に係るスキーム図(案)

